

お知らせ

函 教 生

令和6年10月15日

報道機関 各位

函館市教育委員会生涯学習部
生涯学習文化課

令和6年函館市文化賞受賞者の決定について

このことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 令和6年函館市文化賞受賞者および贈呈式

(1) 受賞者

箏 曲 宮崎 加奈古（みやざき かなこ）氏

歌 舞 伎 特定非営利活動法人 初春巴港賑

（とくていひえいりかつどうほうじん

はつはるともえのにぎわい）

(2) 贈呈式 日時：令和6年11月1日（金） 午前11時から

場所：プレミアムホテル - CABIN PRESIDENT - 函館

2 配付資料

(1) 受賞者の履歴書および功績調書

(2) 函館市文化賞受賞者内訳

(3) 函館市文化賞条例

3 その他

令和6年9月25日に開催された函館市文化賞審議会において審議
し、受賞者を決定

【お問い合わせ先】

生涯学習文化課 TEL21-3462

令和6年函館市文化賞
(報道用資料)

(令和6年10月15日調製 生涯学習部生涯学習文化課)

功 績 調 書

みやざき かなこ (雅号：まさしが)
宮 崎 加 奈 古 (雅号：雅是歌)

氏は、幼少から箏・三弦を学び、長きにわたり箏曲の研鑽に努め、本年、師籍50周年を迎えた。これまで、他の音楽分野との交流や共演を図り、邦楽の伝統を守りながらも常に新しい分野を開拓し、現代邦楽の発展に尽力したほか、卓越した演奏技術と表現力による様々な演奏活動を通じ、後進の指導育成に努めた。

また、箏曲美音和会主宰や北海道三曲連盟理事、函館三曲協会副会長などの要職を務めるとともに、函館市文化芸術アウトリーチ事業開始前から多くの学校訪問を行い、当事業開始後はプログラムの講師として、市内の小中学校に出向き指導と演奏を行っており、日本伝統芸術の普及と伝承に寄与し、本市文化の向上発展に貢献した。

功 績 調 書

とくていひ えいり かつどうほうじん はつはるともえのにぎわい
特定非営利活動法人 初春巴港賑

同法人は、昭和48年2月に第1回「初春巴港賑」を上演し、以降、50年の長きにわたり、本市の文化振興に寄与することを目的に、市民手作りの歌舞伎公演を通じ、市民の幸福や市勢の発展を願うとともに、日本の伝統文化である歌舞伎を守り、継続していくことを目指して活動が続けてきた。

また、市内の医師や経済界、行政機関等の各界の市民が出演する市民参加創造型事業として、新春の恒例行事に定着しており、本市の歌舞伎文化の振興・発展に貢献した。

函館市文化賞受賞者内訳（分野別）

昭和25年～令和5年受賞者

分 野								個人	団体	計
音 楽								8	4	12
文 学								15	2	17
美 術	絵画	書道	版画	彫刻	写真	漆器工芸	デザイン	27	3	30
	9(1)	11(1)	2	2	3(1)	2	1			
芸 能	邦楽舞踊	華道茶道	演劇	琵琶・詩吟	歌舞伎	民謡	洋楽舞踊	38	5	43
	17(1)	15(2)	1(1)	4	2	1	3(1)			
自 然 科 学								34	0	34
人 文 科 学								36	4	40
その他 の文化	映画	朗読	国際交流	スポーツ				2	3	5
	2(1)	1(1)	1(1)	1						
合 計								160	21	181

() 内は団体で内書

函館市文化賞条例

昭和41年3月28日条例第29号

改正

平成26年3月14日条例第1号

平成30年3月12日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、函館市の文化の発達に貢献した個人又は団体を表彰するため必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 文化賞は、個人または団体で、函館市の芸術（音楽、文学、美術、舞踊その他の芸術をいう。）、芸能（雅楽、歌舞伎、講談、落語その他の芸能をいう。）、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）、科学（自然科学、人文科学その他の科学をいう。）その他の文化の発達に多大な貢献があつたものに対して贈呈する。

(表彰の方法)

第3条 文化賞は、賞状及び記念品とし、これに賞金を添えることができる。

(表彰の時期)

第4条 文化賞の授賞は、文化の日に行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、文化の日以外の日に行うことができる。

(審議会)

第5条 文化賞受賞者の選考のため函館市文化賞審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、市議会議員、学識経験者等の中から市長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とする。ただし、中途において委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とし、職能によつて委嘱された委員がその職を退任したときは、委員を辞任したものとみなす。

(補則)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 [略]

附 則（平成26年3月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。